

平成20年1月16日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会
会 長 武 井 平八郎

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成19年12月26日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 新設する非常勤特別職の報酬額について
農業振興推進員及び消防協力員については、諮問された報酬額について、適当であると思料する。
- 2 市長その他の職の給料・報酬の額について
市長その他の職の給料・報酬の額については、現行のまま据え置くことが適当であると思料する。
- 3 上記答申をまとめるに至った審議経過は、別紙のとおりである。

《審議経過》

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、平成19年12月26日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案についての審議経過について概要を記すこととする。

1 農業振興推進員の報酬額について

農業振興推進員については、農業生産の向上、担い手の育成や地場産業など、市の総合的農業振興策の実施にあたり地区における事業推進を担うものとして設置されるものである。

報酬額については、日頃から農業に関わりをもつことになるため、年額とすることとし、諮問された報酬額について適当であると判断するに至ったものである。

ただし、新たな市とのパイプ役として、消費者や市民の声も取り入れられる組織となる必要があるとの意見があったことを付記する。

2 消防協力員の報酬額について

消防協力員については、消防団の定員割れやサラリーマン化の進行より、昼間における火災対応が危惧される中、消防団の災害活動を支援するとともに地域の消防・防災力の強化を図るものとして設置されるものである。

報酬額については、現行の消防団団員の報酬額及び出動回数等を参考に算出したものであり、諮問された報酬額について適当であると判断するに至ったものである。

3 市長その他の職の給料・報酬の額について

県内各都市の特別職の給料・報酬の改定状況、本市の財政事情及び一般職の職員の給与改定状況など各種資料を基に、社会経済情勢、財政事情及び県内各都市の特別職の報酬額との均衡やその改定状況など、様々な見地から検討を加えた。

この結果、報酬等の額の決定にあたっては、その職に対する責任の度合いや時々の社会・経済状況が反映されるべきものと考えられるが、今回の人事院勧告において初任給を中心に若年層に限定した改定が行われたものの、ここ数年の消費者物価指数などを斟酌すればここで報酬等の額を改定する積極的な理由は認められない。よって、市の財政状況が健全ではあるものの、市長その他の職の給料・報酬の額については、現行のまま据え置くことが妥当であると判断するに至ったものである。